



# 鳥取県公報

平成14年 3月 8日(金)  
第 7 3 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（6）（県民活動推進課）	1
告 示	生活保護法による介護機関の指定（122）（福祉保健課）	11
	生活保護法による介護機関の変更の届出（123）（"）	12
公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（4）（交通企画課）	12

## 規 則

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置届に添付すべき自動販売機等管理者の就任承諾書の様式を定めることとした。（第2条、新様式第2号関係）
- 2 図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置届の届出事項及び当該届出をした者がその届出に係る自動販売機等に表示しなければならない事項に自動販売機等管理者に係る事項を加えることとした。（第2条、様式第1号関係）
- 3 有害図書類の指定の基準及び有害図書類とする図書類の内容を定めることとした。（新第2条の2、新第2条の3関係）
- 4 テレホンクラブ等営業に対する規制に関する規定を削ることとした。（旧第2条の2、旧第2条の3、旧様式第4号～旧様式第6号関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 施行期日等
  - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第6号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除条等及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加条等及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第2条 <u>条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第1号による設置届に様式第2号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第3号による変更届を提出して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第4号による廃止届を提出して行うものとする。</u></p> <p>4 <u>条例第12条の3第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第2条 <u>条例第12条の2第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第1号による設置届を提出して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第12条の2第2項の規定による変更の届出は、様式第2号による変更届を提出して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第12条の2第2項の規定による廃止の届出は、様式第3号による廃止届を提出して行うものとする。</u></p> <p>4 <u>条例第12条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(テレホンクラブ等営業所の届出)</u></p> <p>第2条の2 <u>条例第17条の3第1項の規定による営業所の届出は、様式第4号による営業届を提出して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、</u></p>

様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

(多数の青少年が利用し、又は集合する施設)

第2条の3 条例第17条の4第1項第7号の規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県立童謡館
  - (2) 鳥取県立大山青年の家
  - (3) 鳥取県立船上山少年自然の家
  - (4) 鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館
  - (5) 鳥取県営屋内プール
  - (6) 鳥取県立倉吉体育文化会館
  - (7) 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県立米子産業体育館
  - (8) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を行うために市町村が設置する施設
  - (9) 市町村が設置する施設(前号に掲げる施設を除く。)のうち、知事が当該市町村長と協議して指定するもの
- 2 知事は、前項第9号の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第1項第9号の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(有害図書類の指定の基準)

第2条の2 条例第13条第1項第1号の規則で定める基準は、全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取り扱うことを主眼としていと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 肉体の全部又はその大部分を、露出し、又は透かし、かつ、著しく卑わいに表現しているもの
- (2) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具体的かつ露骨に表現しているもの
- (3) せりふ、説明、発声、歌曲等で著しく卑わいな表現を用いているもの
- (4) その他素材、表現等が前3号のいずれかと同程度以上に青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、

全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面を露骨に表現しているもの
- (2) 殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの
- (3) その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

(有害図書類とする図書類の内容)

第2条の3 条例第13条第4項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵とする。

- (1) 全裸又は半裸の状態での卑わいな姿態であって、次のいずれかに該当するもの(性器等(性器及び肛門並びにこれらの周辺部をいう。以下同じ。)を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)

ア 女性の大たい部を開いた姿態

イ 性器等又はでん部を誇示した姿態

ウ 自慰の姿態

エ 女性の排せつの姿態

- (2) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為であって、次のいずれかに該当するもの(性等を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)

ア 性行為、性行為を明らかに連想させる行為又は性行為に類似する行為

イ 性器等又は胸部を愛ぶする行為

ウ ごうかんその他のりょう辱行為

エ 身体を縛る行為

オ 身体に対して器具を使用する行為

2 条例第13条第4項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面とする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第2条の4 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、様式第5号による販売届を提出して行うものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第2条の4 条例第17条の8第1項の規定による販売の届出は、様式第7号による販売届を提出して行うものとする。

- 2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第6号による変更届を提出して行うものとする。
- 3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第7号による廃止届を提出して行うものとする。
- 4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  
(1)～(4) 略

(身分証明書)

第3条 条例第22条第3項に規定する証明書は、同条第1項に規定する職員にあっては様式第8号の、同条第2項に規定する知事が指定した者にあっては様式第9号のとおりとする。

(推奨等の要請)

第4条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第10号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第2条関係)

(表)

職 氏 名 様		年 月 日	
届出者 住所 氏名 電話番号 電話番 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号		印	
図 書 類 がん具刃物類の自動販売機等の設置届			
図 書 類 がん具刃物類の自動販売機等を設置するので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類 ( 1 自動販売機 ) 型式 ( )	2 自動貸出機 ) 製造番号 ( )	)
設置場所	市 町 郡 村	番地	
設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)		
自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)		
設置予定年月日			
収納図書類又はがん具刃物類の種類	1 図書類 (1) 書籍、雑誌 (2) 録画テープ (3) その他 ( ) 2 がん具刃物類 (1) がん具類 ( ) ア 性的がん具 ( ) イ その他 ( ) (2) 刃物類 ( ) (3) その他 ( )		
注1 該当番号を で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること(枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。) 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 添付書類 1 届出者及び自動販売機等管理者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本) 2 自動販売機等管理者の就任承諾書(様式第2号) 3 自動販売機等の設置場所及びその付近の見取図 4 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類(設置場所の所在する市町村に自動販売機等の設置に関して市町村長の同意等を必要とする条例がある場合にあっては、当該市町村長の同意等を証する書面の写しを含む。)			

- 2 条例第17条の8第2項の規定による変更の届出は、様式第8号による変更届を提出して行うものとする。
- 3 条例第17条の8第2項の規定による廃止の届出は、様式第9号による廃止届を提出して行うものとする。
- 4 条例第17条の8第3項において準用する条例第12条の2第3項の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  
(1)～(4) 略

(身分証明書)

第3条 条例第22条第3項に規定する証明書は、同条第1項に規定する職員にあっては様式第10号の、同条第2項に規定する知事が指定した者にあっては様式第11号のとおりとする。

(推奨等の要請)

第4条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第12号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第2条関係)

(表)

職 氏 名 様		年 月 日	
届出者 住所 氏名 電話番号 電話番 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号		印	
図 書 類 がん具刃物類の自動販売機等の設置届			
図 書 類 がん具刃物類の自動販売機等を設置するので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類 ( 1 自動販売機 ) 型式 ( )	2 自動貸出機 ) 製造番号 ( )	)
設置場所	市 町 郡 村	番地	
設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)		
設置予定年月日			
収納図書類又はがん具刃物類の種類	1 図書類 (1) 書籍、雑誌 (2) 録画テープ (3) その他 ( ) 2 がん具刃物類 (1) がん具類 ( ) ア 性的がん具 ( ) イ その他 ( ) (2) 刃物類 ( ) (3) その他 ( )		
注1 該当番号を で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること(枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。) 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 添付書類 1 届出者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本) 2 自動販売機等の設置場所及びその付近の見取図 3 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類			

(裏)

略

様式第2号 (第2条関係)

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

自動販売機等の設置届出者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類 ( 1 自動販売機 2 自動貸出機 ) 型式 ( ) 製造番号 ( )
自動販売機等の設置場所	市 町 村 番地
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
自動販売機等の設置予定年月日	
自動販売機等への収納図書類等	1 図書類 (1) 書籍、雑誌 (2) 録画テープ (3) その他 ( ) 2 がん具刃物類 (1) がん具類 ア 性的がん具 ( ) イ そ の 他 ( ) (2) 刃 物 類 ( ) (3) そ の 他 ( )

注 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること(枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。)

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承認し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に既に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第26条 略

2 略

3 第17条第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 前

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

5-7 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所  
氏名 様

住所  
氏名  
電話番号  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) 印

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(裏)

がん具刃物類の種類又は名称

がん具類

(1) 性的がん具

具体的な種類又は名称

(2) その他

具体的な種類又は名称

(裏)

略

刃物類

具体的な種類又は名称

その他

具体的な種類又は名称

様式第 3 号 (第 2 条関係)

	年 月 日
職 氏 名 様	届出者
	住所
	氏名
	電話番号
	法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号
図 書 類	の自動販売機等の設置届出事項変更届
がん具刃物類	
図 書 類	の自動販売機等の設置届出事項を変更した (する) ので、鳥取県青少年健全 育成条例第12条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。
略	
注1及び2 略	
添付書類	
1 変更事項が届出者の住所又は氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称) の変更であるときは、変更後の住民票の写し (法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本)	
2 変更事項が自動販売機等の設置場所の変更であるときは、変更後の設置場所及びその付 近の見取図並びに変更後の設置場所の使用に係る権原を証する書類 (変更後の設置場所の 所在する市町村に自動販売機等の設置に関して市町村長の同意等を必要とする条例がある 場合にあっては、当該市町村長の同意等を証する書面の写しを含む。)	
3 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるときは変更後の自動販売機等管理者に係る 住民票の写し (法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本) 及び就任承諾書 (様式第2号)、 自動販売機等管理者の住所又は氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称) の変更であるときは、変更後の住民票の写し (法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本)	
4 略	

様式第 2 号 (第 2 条関係)

	年 月 日
職 氏 名 様	届出者
	住所
	氏名
	電話番号
	法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号
図 書 類	の自動販売機等の設置届出事項変更届
がん具刃物類	
図 書 類	の自動販売機等の設置届出事項を変更した (する) ので、鳥取県青少年健全 育成条例第12条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。
略	
注1及び2 略	
添付書類	
1 変更事項が届出者の住所の変更であるときは、変更後の住民票の写し (法人にあっては、 当該法人の登記簿の謄本)	
2 変更事項が自動販売機等の設置場所の変更であるときは、変更後の設置場所及びその付 近の見取図並びに変更後の設置場所の使用に係る権原を証する書類	
3 略	

様式第 4 号 (第 2 条関係)

	年 月 日
職 氏 名 様	届出者
	住所
	氏名
	電話番号
	法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号
図 書 類	の自動販売機等の廃止届
がん具刃物類	
図 書 類	の自動販売機等を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第2 項の規定により次のとおり届け出ます。
略	
注 略	

様式第 3 号 (第 2 条関係)

	年 月 日
職 氏 名 様	届出者
	住所
	氏名
	電話番号
	法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号
図 書 類	の自動販売機等の廃止届
がん具刃物類	
図 書 類	の自動販売機等を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第2 項の規定により次のとおり届け出ます。
略	
注 略	

様式第 4 号 (第 2 条の2 関係)

	年 月 日
--	-------

職 氏 名 様	
届出者 住所 氏名 電話番号 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号	
テレホンクラブ等営業の開始届 テレホンクラブ等営業を開始するので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
営業所の名称	
営業所の所在地	市 町 郡 村 番地
営業所の電話番号	
営業の形態等	1 個室型 2 ツーショットダイヤル 3 伝言ダイヤル 4 その他 ( ) (営業の形態が「2」又は「3」のときは、当該営業に使用する装置について記入すること。) 機 種 ( ) 製造番号 ( )
利用カード販売の有無等	有 無 (「有」の場合、利用カードを業として販売する者について記入すること。) 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
営業開始予定年月日	
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 添付書類 1 届出者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本) 2 営業所の平面図及びその付近の見取図 3 営業所の所在地の使用に係る権原を証する書類	

様式第5号(第2条の2関係)

		年 月 日	
職 氏 名 様			
届出者 住所 氏名 電話番号 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号			
テレホンクラブ等営業の開始届出事項変更届 テレホンクラブ等営業の開始届出事項を変更したので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。			
営業所の名称			
営業所の所在地		市 町 郡 村 番地	
変更事項		届出事項 変更年月日	
変更内容	変更前		
	変更後		
注 1 「営業所の名称」欄には、営業の形態がツーショットダイヤル又は伝言ダイヤルのときは、当該営業に使用する装置等の機種及び製造番号を記入すること。 2 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別業とすること。 添付書類 1 変更事項が届出者の住所の変更であるときは、変更後の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本) 2 変更事項が営業所の所在地の変更であるときは、変更後の営業所の平面図及びその付近の見取図並びに変更後の営業所の使用に係る権原を証する書類 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。			

様式第6号(第2条の2関係)



年 月 日

職 氏 名 様

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号 )

テ レ ホ ン ク ラ ブ 等 営 業 の 廃 止 届

テレホンクラブ等営業を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

営業所の名称	
営業所の所在地	市 町 郡 村 番地
営 業 所 の 電 話 番 号	
営 業 の 形 態 等	1 個室型 2 ツーショットダイヤル 3 伝言ダイヤル 4 その他 ( ) (営業の形態が「2」又は「3」のときは、当該営業に使用する装置について記入すること。) 機 種 ( ) 製造番号 ( )
営業廃止年月日	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号 (第2条の4関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号 )

自動販売機による利用カードの販売届  
自動販売機により利用カードを販売するので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第6号 (第2条の4関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号 )

自動販売機による利用カードの販売届出事項変更届  
自動販売機による利用カードの販売届出事項を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

略

様式第7号 (第2条の4関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号 )

自動販売機による利用カードの販売届  
自動販売機により利用カードを販売するので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の8第1項の規定により次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第8号 (第2条の4関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号 )

自動販売機による利用カードの販売届出事項変更届  
自動販売機による利用カードの販売届出事項を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の8第2項の規定により次のとおり届け出ます。

略

様式第7号 (第2条の4関係)

年 月 日

職 氏 名 様

印

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
法人にあつては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号

自動販売機による利用カードの販売の廃止届  
自動販売機による利用カードの販売を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3  
第2項の規定により次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第8号 (第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(立入調査等)  
第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第9号 (第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(立入調査等)  
第22条 略

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)  
第26条 略

2～5 略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料りに処する。

(1) 略

(2) 第22条第2項の規定による立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 略

様式第10号 略

附 則

様式第9号 (第2条の4関係)

年 月 日

職 氏 名 様

印

届出者  
住所  
氏名  
電話番号  
法人にあつては、主たる事  
務所の所在地、名称、代表  
者の氏名及び電話番号

自動販売機による利用カードの販売の廃止届  
自動販売機による利用カードの販売を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の8  
第2項の規定により次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第10号 (第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(立入調査等)  
第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者の営業所、テレホンクラブ等営業に係る営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者にテレホンクラブ等営業に係る営業所又は利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第11号 (第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(立入調査等)  
第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者の営業所、テレホンクラブ等営業に係る営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者にテレホンクラブ等営業に係る営業所又は利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)  
第26条 略

6 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は料りに処する。

(2) 第22条第2項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第12号 略

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成13年鳥取県条例第58号）附則第2項の規定の適用を受ける者に係る様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、これらの規定中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

## 告 示

### 鳥取県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人市場医院	境港市馬場崎町177	平成13年12月1日

#### 2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目1	特別養護老人ホーム 若葉台 短期入所生活介護事業所	鳥取市若葉台南四丁目2 27	短期入所生活介護	平成13年12月1日
医療法人昌平会	西伯郡岸本町大原927-1	大山リハビリテーション病院 ショートステイおおはら	西伯郡岸本町大原927-1	"	平成13年5月1日
特別医療法人 明和会	鳥取市東町三丁目307	痴呆対応型共同生活介護施設 オータムハウス	鳥取市覚寺51-5	痴呆対応型共同生活介護	平成13年10月15日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター 倉吉	倉吉市東巖城町120-1	訪問介護	平成13年12月3日
株式会社シーアンドエス	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市567-15	"	平成13年12月12日

有限会社ポミ エ	米子市奥谷 906	訪問介護 林檎の樹	米子市奥谷906	”	平成13年12月21日
有限会社ケア サービス米子	米子市角盤町 三丁目141	訪問看護ステーショ ン ハートケア	米子市角盤町二丁 目3	訪問看護	平成14年1月16日

**鳥取県告示第123号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハビ ネライフケア	米子市久米町 200	ハビネライフケア鳥取営業所	鳥取市浜坂315 - 2	平成13年4月1日

**公安委員会規則**

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月8日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

**鳥取県公安委員会規則第4号**

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1～4 略 5 駐車禁止の規制の対象から除外する車両 ア 略 イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの (ア)～(ウ) 略 (エ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号） に基づく犬の捕獲又は鳥取県動物の愛護及び管	別表（第3条関係） 1～4 略 5 駐車禁止の規制の対象から除外する車両 ア 略 イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの (ア)～(ウ) 略 (エ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号） 又は鳥取県飼い犬管理条例（昭和47年3月鳥取

理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）  
に基づく野犬等若しくは特定動物の収容のため  
使用する車両  
(オ)及び(カ) 略

ウ 略

6 略

県条例第8号）に基づく犬の捕獲のため使用す  
る車両  
(オ)及び(カ) 略

ウ 略

6 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

## 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成14年度（平成14年4月から平成15年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成14年3月26日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

## 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 から 年 月 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。